

パブリックコメントに対する市の考え方

No.	意見本文	回答文案
1	○横断的になることを期待したいです。	■市の体制を横断的に ○現在の分野や対象者ごとの執行体制にメリットもあるため、すべての組織体制を変えることはできませんが、個々の職員が分野・組織を越えて、地域とつながりや関心を持っていけるよう、学びの機会をつくり、市民同士の横のつながりを支えていく意識や行動ができるようになっていくことを目指しています。
2	○行政の皆様には、様々な役割のメンバー連携に向けて、橋渡しいただけると助かります。	
3	○市民が自律分散的につながりまちをつくっていく中で、行政もその輪の中に入る構造にしてほしい。行政の構造を変えることは非常に難しいとは承知しており、そのため、地域協創専門の職員を配置して横断的に動ける体制をつくることも理解しているが、ビジョンとして市民も行政も同じ輪の中で役割、責任を分散させてまちづくりを進めていくことを掲げてほしいと思う。	
4	○地域協創を語り合える場ができると良いと思います。各地域で実践されていることも掘り起こすとあるので、それを出し合って広がり、新たな創出もできると良いです。	■市民同士のつながり ○現状の課題認識や将来への見通しは、人によって様々だと理解しています。関心を持ってもらえるように、市民の機運醸成に向けて、継続的に取組んでいきます。 ○特に、「やりたい」の発露のために、エリアミーティングやミニプロジェクトの実践など、様々な活動をマッチングさせるプラットフォームを地域につくることで、顔の見える関係を築き、既に活動している人と新たに活動を始めたい人とのつながりづくりを支援していきます。 ○市民の活動を「見える化」することは重要です。それを利用しやすいものにし、かつ、情報の更新が常にされているようにするしかけも必要であると考えており、そのようなツールづくりにも取り組みます。
5	○市民からの目安箱の様な物、いま市がどのような事を行おうとしているのか、進捗はどうなっているのか等、もっと双方向に情報が伝わる仕組みをまずは用意しないといけないのではないかな。一部で実施されていることを報告されても、そうだったんだ、で終わってしまう。もっと市民がどんなことを希望しているか、また、市として優先順位をどう考え進めているのかがわかるようになっていく必要があるのではないのでしょうか。意見や市が行っていることがいつでも見えていることはとても大切なのではないのでしょうか。	
6	○協創セミナーを開催したこと自体が前向きな姿勢に思えました。住民の中で関心、危機感の温度差がかなりあります。	
7	○より一層の市民主体のまちづくりに向けたチャレンジングな取り組みかと思いました。協働と協創の違いが微妙な所があり、条例にすると、両者を仕分けての活動報告が難しい面もあるかと思います。 ○条例 20 周年に向けて市民が盛り上がると良いですね。	

パブリックコメントに対する市の考え方

No.	意見本文	回答文案
8	○条例改正はスタンス面の宣言なんだなと理解しました。とはいえ、行政でも中間支援組織でも市民の「やりたい」や「課題だ」の発露がないとサポートできないと思うので、「掘り起こし」に期待します。	
9	○第六次多摩市総合計画では、令和14年(2032年)が目標年次となっています。その時点での将来展望人口は約14万人、社人研推計準拠では13万5千人となっており、これらを基に協創のしくみ、広がりや協創の利益配分等を検討、シミュレーションすべきではないでしょうか。 ○約40年後の2060年には、10万5千人と人口想定がされていますが、これらも含めて多摩市の都市運営、都市コミュニティ、都市縮減等を協創とマッチングさせながら検討すべきと考えます。	■将来像を市民とともにつくる ○人口動態を念頭に置いた検討は、市民のみなさんとも続けていきます。 ○すでに、様々な分野で、組織や活動の次の「リーダー」がいないうという課題が増えているため、モデルエリアでの取組みなどを通して、「できる人が、できるときに、できることを」が実践できるよう、「プレーヤー」の掘り起こしに取り組んでいきます。 ○将来を見据えて、誰もが安心して住み続けられる共生型の地域社会づくりを進めていきます。
10	○「10のことをする1人」から「1のことをする10人」という方針は良いと思いました。私でも取り組めるかも。 ○将来の地域の組織の形は、昔の地域であったり、地方の小さな組織に似たような形になるのでしょうか。	
11	○P10の「10の活動をする1人より、1の活動をする10人へ」これは含蓄のあるすばらしい表現です。「人生は自由研究の日々」です。何か1つ自分なりのテーマをもって生きることが元気の源泉です。テーマを見つけ、調べ、行動する、交流する。そのためには図書館は最高です。	
12	○すでに見えている地域課題に対して地域協創を適用したときにどのようなモデルが作れるかという視点がほしい。	
13	○具体的な課題を解決する事案に展開するといい。 ○高齢化が一気に進む中で、子どもの育つ環境と片親、共働き夫婦の抱えるニーズに応じて若い世代が移住する方策を進めるといい。 ○中間支援組織の役割が重要になってくる。 ○廃校、空き店舗、空き住宅、公共空間(公園等)が活用できるといい。	

パブリックコメントに対する市の考え方

No.	意見本文	回答文案
14	○協創職員配置に賛成です。私は先般「中央図書館に社会福祉士を配置してほしい」と提案しましたが、却下されました。すでに中央図書館には多世代が集っています。拠点が出来上がっています。色々な図を見ていると図書館が登場していません。44 億円をかけてつくっても残念で仕方ありません。	
15	○条例案に関して高齢化や相互扶助の観点から協創を加えるのは結構ですが、高齢に付け込む特殊詐欺からの自衛のため警察権の介入を認め「地域として高齢者を守る姿勢」を示し詐欺集団から多摩地区を敬遠させるような宣言も含めたいかがでしょうか又ボランティアにかこつけ弱者の個人情報収集し犯罪集団に提供させないため高齢者の個人情報はボランティアと云えど地元民に限ると示し善意のボランティアにも制限をかけることで犯罪集団に対する抑止効果を期待します。 ○提案「里家(さといえ)制度」の制定 里家という言葉が多摩市が商標登録することを希望しますニュータウンの高齢化と空き家問題は深刻化して行きます。近隣に大学が多く存在しますので大学生に同居または空き家に格安で居住して貰い地方出身の大学生の家賃負担を軽減する制度です。 ① 近隣の大学と多摩市が住宅提供の協定を結ぶ ② 空き部屋又は1戸建を大学生に貸し出す希望者が多摩市に登録する ③ 近隣の不動産屋さんと多摩市が協定を結ぶ ④ ② で提供された不動産を③の業者鑑定し価格設定する ⑤ 同居可能な学生は家賃90%引き戸建て入居の場合家賃70%引きで貸し出す ⑥ 多摩市が地方の県人会に働きかけ多摩市の空き家集中する地域をまとめて貸し出し県人会集団を組織し中心建物は食堂として県人会集会施設として機能するよう協議する受験シーズンとなります。高額な学費負担に悩む家庭が家賃支出を軽減出来る制度を大学が提	■具体的手段の整備 ○様々なご提案ありがとうございます。提案いただいた事項も、地域での必要性や課題をふまえ、どのような地域のあり方がいいのか、話し合える関係性や場を持てるよう進めていきます。「協創スタッフ」が中心となり、担当部署以外の職員も、地域をつないでいく視点がもてるように努めます。 ○ツールに関しては、自律分散型組織とは考え方が共通する部分が多いものの、費用や活用理解が進むかという課題もあるため、引き続き情報収集、調査を進めます。 ○地域の中をつなぐ役割として、「中間支援機能」を提起しています。そうした活動や団体の発掘育成は、重要な課題と捉えており、講座やセミナーの開催を検討しています。

パブリックコメントに対する市の考え方

No.	意見本文	回答文案
	案すれば東京への受験希望が増えると思います。いち試案ですのでご検討いただければさらに意見提供いたします。	
16	○地域協創の仕組みを構築するにあたり、最新のデジタル技術を考慮してほしい。国としても成長戦略に次世代インターネットの Web3 政策を推進しており、税制や法律の議論がされている。そのような動向を踏まえながら、自律分散型組織(DAO)の形態である地域協創の仕組み、ツールを構築してもらいたいと思う。	
17	○地域で活動している市民団体、事業者や地域の資源など点-in-している地域協創の各要素をつなぐコーディネーター的役割が重要になってくると考えられるので、そのような人を養成する講座などを実施してほしい。	
18	○公民館や集会所以外で場づくりができる拠点が必要で、場づくりをする人への支援をしてほしい。	
19	○第3条「多世代にわたる参画」→「第3条(4)参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。」とありますが、「参画」を辞書で調べると「なにかの集まり、集団に単に加わるだけでは「参画」とは言わず、その集まりが形成される段階から加わり、責任を持ったうえで、様々なことを決定することを意味する。」との記載があります。多摩市自治基本条例における参画の意味があいまいであると考えます。 ○第28条「…協創の実現に向け、…必要な環境整備に努めなければなりません。」→同感ですが、それならば「豊ヶ丘複合施設」「東寺方複合施設」を整備することが急務であると思います。 ○自治推進委員会のこの間の活動について →第一期から第八期まで継続的に多摩市の自治を推進するために尽力されてきたことに敬意を表します。自治推進の実績として審議会・懇談会等の市民委員、公聴会・市民説明会、ワークショップ、パブリックコメント、アンケートなどの人数を指標としているようですが、やや不十分さを感じます。「自	

パブリックコメントに対する市の考え方

No.	意見本文	回答文案
	治基本条例」ではなく「参加基本条例」をチェックしているような感じがします。自治基本条例の最も大切なことは「第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき」行政が執行されているかどうかということ。またそれをチェックするのが「自治推進委員会」だと思います。従って、自治推進委員会の重要な任務の一つは「市民の意思」が何かを把握することです。この度の「協創」もこのような観点で取り組んでいただきたいと思います。また、隔年で実施している「多摩市政世論調査」なども自治推進委員会で作成・実施し行政とは独立した観点で市民の意思を調査してみたらどうでしょうか。	
20	○自治基本条例について、「市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、～」という表現があったと思いますが、「役割」と「責任」を明記できると良いなと思っています。	
21	○(全体の感想)何故、中央図書館に掲額しないのか、理由がわかりました。改正案には全面的に賛成です。	
22	○協創という概念を条例に加える提案だが、ここに行政の意図を感じる。そもそもこの条例は市民自治を念頭に多くの市民とともに作り上げた市民自治条例案が基本になっている。自治とはその時の指導者の意図とは関係なく自分たちの思いを話し合いまとめようとする自主的な市民活動を言う。そのテーマが何であれだ。それが提案運動に繋がったり、時には市民同士の意識改革に繋がったり、もしかしたら行政への反対運動になるかもしれない。必ずしも市の思惑のような地域課題の解決が図られるとも限らない。自治の目的を行政がその思いを込めて(?)そのような規定をすることは好ましくない。 ○協創という文字を読むと「きょうそう」と発音する。これはさすがに「競争」をイメージする。自治に競争は似合わない。イメージが合わなすぎる。安易に創作文字を使うと誤解を招く原因にもなる。 ○これから条例文はよりわかりやすく子どもにも理解できる文章にすることが求められる。そのような意味でも理解しにくい提案だ。	■条文に関するご意見 ○「協創」は、市民委員も参画する審議会で議論、提案されたものです。次世代の子どもたちにも理解しやすい説明方法や説明機会については、今後も実施していきます。 ○固定的な役割、責任及び意図は定義されておらず、自治を進めていくための基盤を整備するものです。

パブリックコメントに対する市の考え方

No.	意見本文	回答文案
23	○市ホームページ掲載記事(ページ番号 101355。更新日が 2023 年 12 月 28 日とある)から資料として「多摩市自治基本条例改正案(素案)を見ようとクリックすると、条例新旧対応表(案)というものしか見られない。いったい、何について意見を募集しているのかわからない。 ○FAX で意見を提出する場合、送信後に電話で確認、とある。FAX を利用する人の中には、聴覚障害者がいるかもしれない。なぜ、電話での確認が必要なのか。(FAX が世に出始めた時代でもないのに)	○分かりにくい記載で申し訳ありません。貴重なご意見が確実に反映されるために応答が不明瞭となりやすい FAX には、確認を求めています。今後の参考にいたします。
24 ～ 66	(代表意見) ○自治基本条例のパブコメを送るために多摩市の住民により作られた任意団体、「多摩市を護る会」の一員として意見を提出します。 ○自治基本条例の市民の定義は広すぎます。こうやってすこし工夫すれば、世界中何処からでも多摩市政に関与できます。この上、協創で横の繋がりを保証強化しては、多摩市の自治は市外の人間に利用されかねません。 ○多摩市の自治は、一義的には多摩市の住民の為にあるべきです。なので、協創の追加の廃止、またパブコメの範疇ではないかもしれませんが、市民の定義を、多摩市に在住する人、に変えるべきです。	○多摩市自治基本条例では、前文に「市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわること」とあるように、市民がまちづくりの主体者であるとしています。 ○平成16年(2004年)の条例制定当初より、市民の定義は、在住者に限らず、在勤、在学、市内で事業を営むもの、市内で活動する団体等を指しています。本市では、市民を住民票の有無や国籍を問わず、そのように定義しています。 ○今回、市外在住者からも多くご意見をいただいておりますが、市外在住であっても、定義に当てはまる方からは、まちづくりの主体者として、広くご意見等を受け付けようとするものです。 ○一部にご意見にあった住民投票などは、法令を超える規定は条例にはなく、また、これまでに実績もないことから、今後、住民投票が実際に行われる場合には、投票権者や成立要件など、慎重な議論が市議会を含めて行われることになります。 ○なお、複数のご意見の提出元の住所に、不正と疑われるものが含まれていました。適正な市民意見提出機会の妨げになりますので、控えていただきたいと思います。

※その他、市政への提言による意見もございました。